

実験動物飼育管理業務における民間競争入札実施要項
(案)

2021 年 月 国立研究開発法人理化学研究所

1. 対象公共サービスの概要	3
(1) 本業務の対象となる施設及び規模に関する事項	3
(2) 本業務の対象と内容	4
2. 確保されるべき本業務の質に関する事項	12
(1) 本業務の質	12
(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質	12
(3) 創意・工夫の発揮可能性	12
(4) 業務受託に関する留意事項	13
(5) 契約の形態及び支払	17
(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担	17
3. 実施期間に関する事項	17
4. 入札参加資格に関する事項	18
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	19
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	21
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	22
8. 受託者が研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他	22
9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託者が負うべき責任等	26
10. 対象公共サービスの評価に関する事項	26
11. その他本事業の実施に際し必要な事項	27

実験動物飼育管理業務における 民間競争入札実施要項

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する 国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）は、公共サービス改革基本方針（令和元年 7 月 9 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された実験動物飼育管理業務（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの概要

国立研究開発法人理化学研究所生命医科学研究センター（以下「センター」という。）は、ゲノムを解析して機能・疾患を理解するゲノム機能医科学研究、ヒト免疫系による恒常性維持・破綻のプロセスを解明するヒト免疫医科学研究、ヒトの環境応答についてデータ収集・計測・モデリングを行う疾患システムズ医科学研究、さらにこれらを融合したヒト免疫システムの解明から個別化がん治療等への応用を目指すがん免疫基盤研究を実施している。

本事業は、センターの研究活動に必須である実験動物飼育施設における実験動物施設管理業務、給餌、排泄物の処理等の実験動物飼育及び動物の健康管理業務、動物実験補助作業、飼育器材等の洗浄管理業務などを委託するものである。

（1）本業務の対象となる施設及び規模に関する事項

- ① 施設の名称及び所在地 国立研究開発法人理化学研究所生命医科学研究センター
〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-7-22

② 敷地面積ほか

建物名	建築面積	延床面積	構造	主な業務内容
北研究棟 (7階)	1,800 m ²	1,800 m ²	鉄金コンクリート 鉄骨造	生物系実験棟、居室
北研究棟 (1階)	1,800 m ²	400 m ²	鉄金コンクリート 鉄骨造	生物系実験棟 居室
南研究棟	4,000 m ²	250 m ²	鉄金コンクリート 鉄骨造	生物系実験棟 居室

(2) 本業務の対象と内容

① 棟別飼育概要 (最大収容数)

建物名	飼育形態	飼育室 部屋数	ラック 台数	VI 台数	ケージ数	飼育匹数
北研究棟 (7F)	一般飼育	15	212	/	11,346	56,730
	特殊飼育 (ビニールアイソレーター :VI)	3	/	62	310	1,550
北研究棟 (1F)	一般飼育	1	8 * ¹	/	407	2,035
	特殊飼育 (ビニールアイソレータ ー:VI)	1	/	42	210	1,050
南研究棟	一般飼育	1	2	/	140	700
	特殊飼育 (ビニールアイソレータ ー:VI)		/	40	200	1,000
計		21	222* ²	144	12,613	63,065

*1 bioBubble 飼育システム 2 台導入

*2 総ラックのうち、約 5% (10 台程度) が個別換気システムラック

建物名	飼育形態	飼育室 部屋数	ラック 台数	VI 台数	ケージ数	飼育匹数
北研究棟 (7F)	一般飼育	15	212		7,175	28,487
	特殊飼育 (ビニールアイソレーター :VI)	3		41	120	481
北研究棟 (1F)	一般飼育	1	8 * ¹		122	314
	特殊飼育 (ビニールアイソレーター :VI)	1		32	95	410
南研究棟	一般飼育	1	2		3	14
	特殊飼育 (ビニールアイソレーター :VI)			21	65	296
計		21	222 * ²	94	7,439	29,516

② 棟別飼育状況 (2021年3月31現在)

*1 bioBubble 飼育システム 2 台導入

*2 総ラックのうち、約 5% (10 台程度) が個別換気システムラック

③ 本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

業務内容、必要な資格及び作業頻度等の詳細は、別添資料 1 及び 2 に定める内容とする。

<参考>一般飼育ケージ数 (年度別・月別実績)

年度\月	4	5	6	7	8	9
2018 年度	7,835	7,875	7,909	7,885	8,066	8,057
2019 年度	7,722	7,752	7,688	7,815	7,909	7,939

2020 年度	7,211	7,244	7,203	7,367	7,232	7,247
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

年度\月	10	11	12	1	2	3
2018 年度	7,994	7,956	7,962	8,008	8,020	8,015
2019 年度	8,024	7,958	7,888	7,908	7,885	7,667
2020 年度	7,386	7,315	7,250	7,387	7,488	7,439

<参考>特殊飼育ビニールアイソレーター数（年度別・月別実績）

年度\月	4	5	6	7	8	9
2018 年度	72	73	75	72	70	69
2019 年度	74	67	74	87	75	102
2020 年度	95	95	90	97	87	91

年度\月	10	11	12	1	2	3
2018 年度	69	69	67	69	66	57
2019 年度	100	107	91	102	100	98
2020 年度	97	87	91	86	90	94

(ア) 具体的な作業内容

a 施設管理業務

- (1) 動物施設内の入室管理及び作業記録（飼育管理日誌）
- (2) 飼育室内の温度、湿度及び室圧等の飼育施設環境の確認
- (3) 飼育ケージ数及び飼育匹数の集計
- (4) 動物の搬入及び搬出
- (5) 飼料・床敷等消耗物品の受入、搬入及び在庫管理
- (6) 作業着数のカウント及び作業着回収作業
- (7) 実験動物管理区域の清掃及び消毒

b 実験動物飼育及び動物の健康管理

- (1) 給餌、給水及びケージ交換（ビニールアイソレーターでの飼育に関しては滅菌物の準備〈滅菌缶〉を含む）
- (2) 実験動物死体、汚物の処理及び運搬作業
- (3) 実験動物の交配及び観察
- (4) 実験動物の微生物モニタリング用マウスの作製及び搬出
- (5) マウスの一般状態観察及び異常個体の記録、保管及び連絡
- (6) 無菌動物（マウス）の作出及びビニールアイソレーターを用いた飼育管理

c 動物実験作業

※以下の作業を、事業者が原則として単独で実施する。ただし、事業者はこれらの作業を主体的に行うのではなく、研究所の研究者等が計画した手順どおりに行う。

- (1) 過剰排卵処理（ホルモンの腹腔内投与）
- (2) 体外受精及び胚の凍結保存の補助
- (3) 精管結紮マウスの作製
- (4) 偽妊娠メスマウス及び里親マウスの作製と管理
- (5) 胚移植による産仔の生産
- (6) マウスの組織採取
- (7) 各種臓器の摘出
- (8) 試料の投与（腹腔内、尾静脈など）
- (9) 採血
- (10) 移植マウスの妊娠確認と分離

- (1 1) 里仔付け
- (1 2) 休日の出産確認
- (1 3) 退役マウスの安楽死措置
- (1 4) 無菌検査及びビニールアイソレーター内での実験操作（体重測定・採血・個体識別・組織採取・その他（主に糞便採取及び菌液投与など））

d 洗浄管理業務

- (1) 飼育器材等（各種ケージ類、ビニールアイソレーター用器材、その他実験器材、飼育ラック及び各種運搬用台車等）の洗浄
- (2) 飼育器材等の消毒及び滅菌
- (3) 床敷詰め
- (4) 洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理
- (5) オートクレーブ及びガス滅菌器の点検及び定期清掃
- (6) ケージウォッシャー及びラックウォッシャーの点検及び清掃
- (7) 業務用乾燥機の点検及び清掃
- (8) 超音波洗浄機の点検及び清掃
- (9) 給水ノズル等の分解、洗浄及び組み立て作業
- (10) 洗浄室関連区域の整理整頓、清掃及び消毒
- (11) 一般区域（EV ホール及び一般廊下）の消毒
- (12) 作業着等衣類の洗濯及び乾燥
- (13) 廃棄物（汚物床敷等）の搬出業務
- (14) 破損器材等の回収及び保管（使用済み輸送箱の梱包など）
- (15) サングラ・長靴の洗浄及び消毒
- (16) ボイラーの点検及び管理

なお、各作業の SOP については入札説明会時に閲覧が可能である。また入札公告後、入札書提出期限までの期間、希望があれば閲覧できる。

<参考> 業務内容における回数(2018年度実績)

	業務内容	頻度	Total	備考
1	(1)動物施設内の入室管理及び作業記録(飼育管理日誌)	毎日		
	(2)飼育室内の温度、湿度及び室圧等の飼育施設環境の確認	毎日		
	(3)飼育ケージ数及び飼育匹数の集計	1回/月	12回	
	(4)動物の搬入、 搬出	2日/週+ α	154日	
		不定期	400件	
	(5)飼料・床敷等消耗品の受入、搬入及び在庫管理	1回/週		
	(6)作業着数のカウント及び作業着回収作業	4~5回/週		
(7)実験動物管理区域の清掃及び消毒	5回/週			
2	(1)給餌、給水 及びケージ交換	毎日		
	(VIでの飼育に関しては滅菌物の準備(滅菌缶)を含む)	3日/週		
	(2)実験動物死体、汚物の処理及び運搬作業	2回/週		
	(3)実験動物の交配及び観察	5日/週		
	(4)実験動物のモニタリング用マウスの作製及び搬出	不定期	33回	※すべてVI
	(5)マウスの一般状態観察及び異常個体の記録、保管、及び連絡	6回/年	6回	
3	(6)無菌動物(マウス)の作出 及びビニールアイソレーターを用いた飼育管理	毎日	15件	
	(1)過剰排卵処理(ホルモンの腹腔内投与)	毎日		
	(2)体外受精及び胚の凍結保存の補助	不定期	20回	
	(3)精管結紮マウスの作製	不定期	61回	
	(4)偽妊娠メスマウス及び里親マウスの作製と管理	不定期	2回	
	(5)胚移植による産仔の生産	不定期	93回	
	(6)マウスの組織採取	不定期	16回	
	(7)各種臓器の摘出	不定期	43回	
	(8)試料の投与(腹腔内、尾静脈など)	不定期	14回	
	(9)採血	不定期	9回	
	(10)移植マウスの妊娠確認と分離	不定期	2回	
	(11)里仔づけ	不定期	53回	
	(12)休日の出産確認	毎土日祝	47回	
	(13)退役マウスの安楽死措置	不定期	118日	
4	(14)無菌検査及び VI内での実験補助(体重測定)	不定期	288回	
	VI内での実験補助(採血)	1回/月+ α		
	VI内での実験補助(個体識別)	不定期	39回	
	VI内での実験補助(組織採取)	不定期	0回	
	VI内での実験補助(その他 主に糞便採取、菌液投与など)	不定期	37回	
	VI内での実験補助(その他 主に糞便採取、菌液投与など)	不定期	9回	
4	(1)飼育器材等の洗浄	不定期	85回	
	(2)飼育器材等の消毒及び滅菌	5日/週		
	(3)床敷詰め	5日/週		
	(4)洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理	5日/週		
	(5)オートクレーブ及びガス滅菌器の点検及び定期清掃	5日/週		
	(6)ケージウォッシャー及びラックウォッシャーの点検及び清掃	5日/週		
	(7)業務用乾燥機の点検及び清掃	5日/週		
	(8)超音波洗浄機の点検及び清掃	5日/週		
	(9)給水ノズル等の分解、洗浄、及び組み立て作業	5日/週		
	(10)洗浄関連区域の整理整頓、清掃、及び消毒	5日/週		
	(11)一般区域(EVホール及び一般廊下)の消毒	5日/週		
	(12)作業着等衣類の洗濯及び乾燥	5日/週		
	(13)廃棄物(汚物床敷等)の搬出業務	5日/週		
	(14)破損器材等の回収及び保管(使用済み輸送箱の梱包など)	5日/週		
	(15)サンダル・長靴の洗浄及び消毒	5日/週		
	(16)ボイラーの点検及び管理	1回/月		
		毎日		

<参考> 業務内容における回数 (2019 年度実績)

	業務内容	頻度	Total	備考
1	(1)動物施設内の入室管理及び作業記録(飼育管理日誌)	毎日		
	(2)飼育室内の温度、湿度及び室圧等の飼育施設環境の確認	毎日		
	(3)飼育ケージ数及び飼育匹数の集計	1回/月	12回	
	(4)動物の搬入、 搬出	2日/週+α	150日	
		不定期	364件	
	(5)飼料・床敷等消耗品の受入、搬入及び在庫管理	1回/週		
	(6)作業着数のカウント及び作業着回収作業	4~5回/週		
(7)実験動物管理区域の清掃及び消毒	5回/週			
2	(1)給餌、給水 及びケージ交換	毎日 3日/週		
	(VIでの飼育に関しては滅菌物の準備(滅菌缶)を含む)	2回/週		
	(2)実験動物死体、汚物の処理及び運搬作業	5日/週		
	(3)実験動物の交配及び観察	不定期	52回	※すべてVI
	(4)実験動物のモニタリング用マウスの作製及び搬出	6回/年	6回	
	(5)マウスの一般状態観察及び異常個体の記録、保管、及び連絡	毎日		
3	(6)無菌動物(マウス)の作出 及びビニールアイソレーターを用いた飼育管理	不定期 毎日	19件	
	(1)過剰排卵処理(ホルモンの腹腔内投与)	不定期	23回	
	(2)体外受精及び胚の凍結保存の補助	不定期	20回	
	(3)精管結紮マウスの作製	不定期	4回	
	(4)偽妊娠メスマウス及び里親マウスの作製と管理	不定期	95回	
	(5)胚移植による産仔の生産	不定期	14回	
	(6)マウスの組織採取	不定期	4回	
	(7)各種臓器の摘出	不定期	4回	
	(8)試料の投与(腹腔内、尾静脈など)	不定期	64回	
	(9)採血	不定期	0回	
	(10)移植マウスの妊娠確認と分離	1回/週	51回	
	(11)里仔づけ	不定期	56回	
	(12)休日の出産確認	毎土日祝	121日	
	(13)退役マウスの安楽死措置	不定期	318回	
(14)無菌検査及び VI内での実験補助(体重測定)	1回/月+α			
	不定期	59回		
	不定期	0回		
	不定期	30回		
	不定期	15回		
	不定期	139回		
4	(1)飼育器材等の洗浄	5日/週		
	(2)飼育器材等の消毒及び滅菌	5日/週		
	(3)床敷詰め	5日/週		
	(4)洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理	5日/週		
	(5)オートクレーブ及びガス滅菌器の点検及び定期清掃	5日/週		
	(6)ケージウォッシャー及びラックウォッシャーの点検及び清掃	5日/週		
	(7)業務用乾燥機の点検及び清掃	5日/週		
	(8)超音波洗浄機の点検及び清掃	5日/週		
	(9)給水ノズル等の分解、洗浄、及び組み立て作業	5日/週		
	(10)洗浄関連区域の整理整頓、清掃、及び消毒	5日/週		
	(11)一般区域(EVホール及び一般廊下)の消毒	5日/週		
	(12)作業着等衣類の洗濯及び乾燥	5日/週		
	(13)廃棄物(汚物床敷等)の搬出業務	5日/週		
	(14)破損器材等の回収及び保管(使用済み輸送箱の梱包など)	5日/週		
	(15)サンダル・長靴の洗浄及び消毒	1回/月		
	(16)ボイラーの点検及び管理	毎日		

<参考> 業務内容における回数 (2020 年度実績)

	業務内容	頻度	Total	備考
1	(1)動物施設内の入室管理及び作業記録(飼育管理日誌)	毎日		
	(2)飼育室内の温度、湿度及び室圧等の飼育施設環境の確認	毎日		
	(3)飼育ケージ数及び飼育匹数の集計	1回/月	12回	
	(4)動物の搬入、	2日/週+ α	158日	
	搬出	不定期	320件	
	(5)飼料・床敷等消耗品の受入、搬入及び在庫管理	1回/週		
	(6)作業着数のカウント及び作業着回収作業	4~5回/週		
2	(7)実験動物管理区域の清掃及び消毒	5回/週		
	(1)給餌、給水	毎日		
	及びケージ交換	3日/週		
	(VIでの飼育に関しては滅菌物の準備(滅菌缶)を含む)	2回/週		
	(2)実験動物死体、汚物の処理及び運搬作業	5日/週		
	(3)実験動物の交配及び観察	不定期	50回	※すべてVI
	(4)実験動物のモニタリング用マウスの作製及び搬出	6回/年	6回	
	(5)マウスの一般状態観察及び異常個体の記録、保管、及び連絡	毎日		
	(6)無菌動物(マウス)の作出	不定期	18件	
	及びビニールアイソレーターを用いた飼育管理	毎日		
3	(1)過剰排卵処理(ホルモンの腹腔内投与)	不定期	28回	
	(2)体外受精及び胚の凍結保存の補助	不定期	38回	
	(3)精管結紮マウスの作製	不定期	3回	
	(4)偽妊娠メスマウス及び里親マウスの作製と管理	不定期	95回	
	(5)胚移植による産仔の生産	不定期	11回	
	(6)マウスの組織採取	不定期	43回	
	(7)各種臓器の摘出	不定期	7回	
	(8)試料の投与(腹腔内、尾静脈など)	不定期	110回	
	(9)採血	不定期	0回	
	(10)移植マウスの妊娠確認と分離	1回/週	52回	
	(11)里仔づけ	不定期	58回	
	(12)休日の出産確認	毎土日祝	119日	
	(13)退役マウスの安楽死措置	不定期	286回	
	(14)無菌検査及び	1回/月+ α		
	VI内での実験補助(体重測定)	不定期	151回	
	VI内での実験補助(採血)	不定期	0回	
	VI内での実験補助(個体識別)	不定期	48回	
	VI内での実験補助(組織採取)	不定期	28回	
	VI内での実験補助(その他 主に糞便採取、菌液投与など)	不定期	149回	
4	(1)飼育器材等の洗浄	5日/週		
	(2)飼育器材等の消毒及び滅菌	5日/週		
	(3)床敷詰め	5日/週		
	(4)洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理	5日/週		
	(5)オートクレーブ及びガス滅菌器の点検及び定期清掃	5日/週		
	(6)ケージウォッシャー及びラックウォッシャーの点検及び清掃	5日/週		
	(7)業務用乾燥機の点検及び清掃	5日/週		
	(8)超音波洗浄機の点検及び清掃	5日/週		
	(9)給水ノズル等の分解、洗浄、及び組み立て作業	5日/週		
	(10)洗浄関連区域の整理整頓、清掃、及び消毒	5日/週		
	(11)一般区域(EVホール及び一般廊下)の消毒	5日/週		
	(12)作業着等衣類の洗濯及び乾燥	5日/週		
	(13)廃棄物(汚物床敷等)の搬出業務	5日/週		
	(14)破損器材等の回収及び保管(使用済み輸送箱の梱包など)	5日/週		
	(15)サンダル・長靴の洗浄及び消毒	1回/月		
	(16)ボイラーの点検及び管理	毎日		

2. 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

当センターにて飼育されるマウスは、医学研究に供されることを目的とした実験動物であり、より良質な医学研究を遂行するためには、より良質な実験動物の飼育管理を遂行する必要がある。このため、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

(2) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

各業務において確保すべき水準

センターが維持繁殖するマウスおよそ6万匹（最大）について、次に整理する要求項目（ア）～（オ）の水準を確保すること。

(ア) 全般

- a 受託者の重過失によるマウスの死亡事故及び汚染事故がないこと。（0件）

(イ) 飼育管理業務

- a 全てのマウスに対する健康観察及び給餌を行うこと。
- b 体調の悪い個体、新生仔及び離乳仔などは特に注意深く観察を行い、マニュアルに沿った対応をすること。

(ウ) 健康管理業務

- a 感染動物（特に非SPF）の取り扱いの際はマニュアルに沿った対応をすること。ただし、ヒトへの感染の恐れがある感染動物の取扱は本業務には含まれない。

(エ) 衛生管理業務

- a 使用した飼育器材を適正に洗浄すること。
- b 飼育室内で使用する飼育関連物品及び依頼物品を適正に滅菌又は消毒し搬入すること。
- c 休日対応日を除き、全ての飼育室内清掃及び消毒を行うこと。

(オ) その他業務

- a 異常動物と死亡動物の報告及び死体の処理を行うこと。

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から受託者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上（包括的な質の向上、効率化）とコスト削減に努めるものとする。

① 本業務の実施全般に対する提案

受託者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

② 従来の実施方法に対する改善提案

受託者は、各業務の従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法を示すとともに、確保されるべきサービスの質が確保できる根拠等を提案すること。

③ コスト削減についての改善提案

受託者は、管理・運営に関するコスト削減に関する提案を行うことができる。

(4) 業務受託に関する留意事項

① 基本的な留意事項

(ア) 受託者は、研究施設の用途・計画・規定等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行すること。

(イ) 受託者は、火災、停電、断水その他の災害や不測の事態が発生した場合は、速やかに研究所に連絡するとともに、その事態の収拾に努めるなどの確な措置を行うこと。

② 信用失墜行為の禁止

受託者は、研究所の信用を失墜する行為をしてはならない。

③ 業務報告等

(ア) 勤務計画表の提出

受託者は、研究所の指定した又はあらかじめ研究所の承諾を得た様式の勤務計画表（別添資料 3）を当該月の前月の 25 日までに研究所に提出すること。なお、契約開始月分については、契約締結後速やかに提出すること。また、研究所は、勤務計画表を保安管理上の目的以外に使用しない。

(イ) 業務計画に関する資料の提出

受託者は、業務計画に関する資料の提出を研究所より求められたときには速やかに提出すること。

(ウ) 業務報告書の提出

a 受託者は、毎日の業務終了後、研究所の指定した又はあらかじめ研究所の承諾を得た様式で作業エリア毎に業務日誌（別添資料 4-1～4-7）を作成し、実施業務の内容の他、異常マウスのなどの必要事項を記録すること。また、同様に月報（別添資料 5）を作成し、日誌とともに研究所に提出し、確認を得ること。なお、日誌及び月報の作成費用は受託者の負担とする。

b 受託者は、この委託業務に関する業務連絡は、それぞれの必要のある研究所職員に行うこと。

④ 関係書類の取扱い

受託者は、業務の仕様書及びその他全ての関係書類を、研究所の許可なしに持ち出し、複製もしくは複製してはならない。また関係書類は、業務終了後は速やかに研究所に帰属すること。

⑤ 損害予防措置等

(ア) 危害及び損害予防措置

受託者は、業務の実施に当たり、研究所及び第三者に危害又は損害を与えないように、万

全の措置をとらなければならない。危害又は損害を与えた場合、もしくはそのおそれのある場合には、受託者は直ちに研究所に報告すること。

(イ) 損害補償

- a 業務履行中に受託者が負傷もしくは死亡することがあっても、故意過失がある場合を除き研究所は一切の責めを負わない。
- b 受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、受託者は損害賠償の責を負う。
- c 明らかに受託者の責でマウスが負傷あるいは死亡した場合は、受託者は損害賠償の責を負う。

(ウ) 破損箇所に対する措置

受託者は、業務中に発見した委託業務に係わる飼育関連器材等の破損や、故障箇所について、状況は全て記録し研究所に速やかに報告する。なお、受託者の責により器物に損傷を与えたときは、ただちに、その原状回復を図り、その経費は受託者の負担とする。

⑥ 円滑的な業務の推進

受託者は、円滑に業務を推進すべく業務従事者同士もしくは研究所との間において協調性を確保し、これを本事業実施期間中は保持する措置を講じなければならない。

⑦ 勤務体制

勤務体制については、(4) ③ (ア) で作成した「勤務計画表」に基づいて実施すること。

(ア) 勤務体制

元日を除き毎日の管理体制をとること。休日等においては、連絡網を作成して緊急時に対応できる出勤体制を整えること。実験動物技術者二級(公 日本実験動物協会)以上または動物実験技術者(公 実験動物中央研究所)取得後5年以上で実験動物飼育管理能力及び労務管理能力を有する者を業務責任者として配置すること。

また、これらの者は正規雇用の者であること。なお、後進育成のため上記条件に該当しない者を宛てる場合はあらかじめ研究所の許可を得ること。

(イ) 業務従事者の名簿提出

受託者は、契約締結後速やかに業務従事者、各種担当者名簿を提出すること。また、変更があった場合も同様とする。

(ウ) 指導教育

受託者は、常に業務に関する教育及び訓練を実施し、動物に関わる者としての責務を認識し、技能向上に努めること。

⑧ 守秘義務

受託者は、職務上知り得た知識・技術・情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、研究所がその内容について許可した場合はその限りではない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

⑨ 緊急体制

(ア) 受託者は、本業務執行に当たり、火災及び地震等の緊急事態が発生したときは、研究

所が定める緊急連絡網により速やかに連絡をとること。また、的確に判断して災害発生の初動措置を行うこと。

- (イ) 受託者は、急病人及び負傷者等の不測の事故が発生した場合、速やかに研究所の守衛所へ連絡をして救急車（119 番）の要請 を行い、一次対応を行うこと。
- (ウ) 受託者は、飼育環境の異常や実験動物の逃走など不測の事態のときには、的確に判断して措置を行い、直ちに研究所に連絡をすること。なお、人の安全を何よりも優先し、社会への影響を考慮した判断が行えるように日ごろから様々な事態について意識して業務にあたること。

⑩ 費用負担区分

- (ア) 研究所の負担
 - a 委託業務を遂行するために必要な光熱水費及び内線電話
 - b 業務の履行に必要な機器、物品及び消耗器材
- (イ) 受託者の負担
 - a 無埃着の下に着る T シャツなど
- (ウ) 上記以外のその他費用負担区分が不明確なものについては、研究所との協議により決定するものとする。

⑪ 貸与品の管理

- (ア) 貸与品
 - 受託者は、研究所から貸与された物品についてその管理及び使用を適正に行うこと。
- (イ) 持ち込み物品リストの提出
 - 受託者は、受託業務に係る持ち込み物品がある場合は契約締結後速やかに研究所の承諾を得た後、そのリストを提出すること。

⑫ 居室及び委託業務遂行上に必要な業務実施場所

居室及び委託業務遂行上に必要な業務実施場所は、研究所が別に定める場所を貸与する。研究所が受託者に対し場所の変更を提示したときには、受託者は速やかに対処すること。また、これらの場所は原則として本業務以外の用途に使用できないものとする。なお、これらの場所を受託者の都合により使用する場合には、別途、申請し許可を得るものとする。

⑬ 諸手続に関わる資料の提供

受託者は、業務遂行上、関係ある諸法令、条例及び規律を遵守するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出、手続等を遅滞なく処理するための資料等を作成し、研究所に提供すること。

⑭ 受託者変更に伴う引継ぎ業務

契約の更改又は契約解除等により受託者に変更があった場合は、本件受託者は本件業務が引き続き円滑に遂行できるよう、次の受託者に対して適切な業務引継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎに要する費用は、受託者が負担するものとする。

⑮ 事前研修

新規受託者が希望する場合、契約期間開始前に研究所の施設で従事者の研修を行うことが可能である。使用可能な範囲、時期については研究所と協議すること。なお、事前研修に要する費用は、受託者が負担するものとする。

⑯ 疑義の解釈

基本仕様書（別添資料 1）の解釈について疑義が生じた場合、又は当該仕様書に定めのない事項については、研究所と受託者の協議により定めるものとする。

⑰ 関係法令等の遵守徹底

本事業の遂行に当たっては、実験動物関連の諸法令、条例、研究所の各種規程及び作業手順書等を遵守徹底するとともに、必要な諸官庁等への連絡、届出及び手続等を遅滞なく処理するための資料等が必要な際は作成し、研究所に提供すること。

⑱ 業務体制及び業務従事者の管理

（ア）業務従事者の配置及び身分の明確化

受託者は、業務を遂行するために必要な知識、技術等を有する業務従事者の必要数を業務現場に配置すること。また、その業務体制に対し研究所より疑義があった場合は、速やかに対応すること。尚、受託者が不適切と判断した業務従事者は、当施設での業務作業を行うことは出来ないこととする。また、研究所は、上記必要条件を満たした作業従事者の確保・配置を受託者に要求することが出来ることとする。

（イ）業務従事者の指導教育

受託者は、業務の実施に先立って研究所が必要と判断した業務従事者に、指定された講習、オリエンテーション等（以下「研修」という。）を受けさせること。

（ウ）研究所が行う業務研修

研究所が行う業務研修には、業務従事者を必ず参加させること。

（エ）業務従事者の健康管理

受託者は、労働安全衛生法第 66 条（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康管理に留意し、業務従事者が伝染性の疾病 その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものに罹患した場合は同省令で定めるところにより当該従事者を業務に従事させてはならない。なお、定期健康診断の実施状況を必ず報告すること。

（オ）業務従事者の連絡系統

受託者は、業務従事者の中から各種担当者等を選任し、受託者からの指示、指導及び連絡等の確保を図らなければならない。各種担当者等が変更された場合には業務に支障が生じないように、遅滞なくその旨を研究所に報告しなければならない。

⑲ 管理運営業務への参加

受託者は、研究所が必要と認めた防災訓練、会議及びその他管理運営上必要な業務に参加すること。

⑳ 調査報告及び業務改善策の提出

研究所は、受託者の業務に関して調査し、又は受託者に報告を求め、必要のあるときは改善を求めることができる。この場合、受託者は、直ちにこれに応じて速やかに業務改善策を作成、研究所に提出するものとする。なお、受託者は、改善策の作成及び実施にあたり、研究所に対して必要な助言、協力を求めることができる。

(5) 契約の形態及び支払

① 契約の形態は業務請負契約とする。

② 研究所は業務請負契約に基づき受託者が実施する本業務について、8(1)報告に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な請求書を受理した日から起算して30日以内もしくは適正な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、研究所は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、受託者に対して本業務の改善を行うように指示することができる。受託者は当該指示を受けて直ちに履行体制の見直しその他必要な改善措置を講じた上で、業務改善報告書作成の指示を受けた翌日から起算して5日以内に研究所へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から1ヶ月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められる日まで、研究所は請負費用の支払いを行わないことができる。

なお、請負費用は、2022年4月1日以降の本業務開始以降のサービス提供に対し支払われるものであり、受託者が行う引継ぎ、準備行為及び研修等に対して、受託者に発生した費用は受託者の負担とする。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受託者に生じた合理的な増加費用及び損害は、①から③に該当する場合には研究所が負担し、それ以外の法令変更については受託者が負担する。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

③ 上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更含む)

3. 実施期間に関する事項

委託契約の実施期間は、2022年4月1日から2025年3月31日までとする。ただし、契約内容には2022年3月31日までの引継ぎや準備行為、2025年4月以降の次期受託者への引継ぎ等も含めるものとする。

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く）に抵触しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 2021 年度に国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」「B」又は「C」のいずれかの等級に格付されている者であること。
- (5) 研究所及び文部科学省における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 物品の製造等に係る契約において、国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (7) 単独で本事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（本業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、技術審査書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業体で入札に参加する場合は、共同事業体結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
- (8) 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された事業者との間で締結される法第 20 条 第 1 項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。共同事業体の場合、ここでいう事業体とは代表者及び構成員とする。
- (10) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール (予定)

ア 入札公告	2021年 7月上旬
イ 入札説明会及び現場説明会	2021年 7月下旬 (※)
ウ 質問受付期限	2021年 8月上旬
エ 技術審査書類提出期限	2021年 9月上旬
オ 技術審査書類の審査等	2021年 9月上旬
カ 入札書の提出	2021年 9月下旬
キ 開札	2021年 9月下旬
ク 落札者の決定	2021年 10月下旬
ケ 準備・研修等	～2022年 3月下旬
コ 現行業者からの引継	2022年 3月
サ 契約の締結	2022年 4月 1日

(※入札説明会は、センター内会議室(所在地は1(1)①を参照)で行う予定であり、現場説明会は、同日の入札説明会終了後、行う予定である。また、入札説明会時に施設のフロア図などの資料を提示及び必要に応じ SOP を閲覧できることとする。なお、SOPについては入札公告後、入札書提出期限までの期間も希望があれば閲覧できることとする。)

(2) 入札の実施手続

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として文書により行い、質問内容及び研究所からの回答は原則としてHPにて公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、研究所まで提出すること。

(ア) 入札書

入札金額(入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本事業に対する報酬総額の110分の100に相当する金額)を記した書類

(イ) 定価見積書(または見積原価内訳書)

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含む。ただし、契約後に発生する経費のみとする。

(ウ) 技術審査書類

総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類

(エ) 資格審査結果通知書

国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）のいずれかにおいて、2021年度に「役務の提供」で「A」「B」又は「C」のいずれかの等級に格付けされている資格審査結果通知書の写し

(オ) 暴力団排除に関する書類（落札予定者となった者のみ提出。）

法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

(カ) 委任状

代理人に委任したことを証明する書類 ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

ウ 技術審査書類の内容【別紙2】

入札参加者が提出する技術審査書類には、6. で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

(ア) 実施計画

本事業の目的を達成するために実施する業務計画・方法を具体的に記載すること。

(イ) 実施体制

提案者（契約権者）、業務責任者、会社の体制及び実績について記載すること。

(ウ) 専門性・能力

従事予定者の有する資格及び配置計画について記載すること。

(エ) 本事業従事予定者の研修

業務従事予定者の研修実施計画について具体的に記載すること

(オ) 守秘義務・セキュリティ対策

業務を実施する上で講じるセキュリティ対策を具体的に記載すること

(カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定のいずれかに該当があれば証明する資料を添付すること。

(キ) 補足資料（入札参加者の必要に応じて）

なお、上記について研究所が事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、事業者が創意工夫できる事項については企画書に記載すること。

6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

本事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「評価項目一覧表」（別紙1）のとおり。なお、評価は、研究所内に設置する審査委員会において行う。

(1) 落札者を決定するための評価の基準

ア 技術点（得点配分 130 点）

技術評価は、提出された企画書の内容が、事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目）、また、効果的なものであるか（加点項目）について行い、必須項目審査の得点（以下「基礎点」という。）と加点項目審査の得点（以下「加点」という。）の合計点を技術点とする。

(ア) 基礎点（60 点）

別紙 1 記載の必須項目について審査を行い、その全てを満たしている提案には基礎点 60 点を与え、その一つでも満たしていない場合は失格とする。

(イ) 加点（70 点満点）

必須項目の審査で合格になった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」（別紙1）上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されているかという観点から、入札参加者の企画提案を絶対評価により加点する。

イ 入札価格点（得点配分 100 点） 入札価格に係る評価点については以下の計算方法により、受託者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は 100 点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分 (100 点)}$$

(2) 落札者の決定

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「イ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「評価項目一覧」（別紙1）に記載される要件のうち必須とされる項目を、全て満たしていること。

イ 総合評価点の計算

$$\begin{aligned} \text{総合評価点} &= [\text{技術点}] + [\text{入札価格点}] \\ &= [\text{基礎点 (60 点)} + \text{加点 (70 点満点)}] + [(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100 \text{ 点}] \end{aligned}$$

ウ その他

- (ア) 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した入札金額の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (イ) 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該落札予定者となるべき者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務 に関係のない研究所の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (ウ) 研究所は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の措置

研究所は、初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度入札公告に付することを基本とする。

再度の入札公告によっても落札者が決定しない場合、又は事業の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該事業の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」(別紙3)のとおりとする。なお、情報の開示を行う項目は以下のとおり。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8. 受託者が研究所に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他

本事業の適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき事項

(1) 受託者が報告すべき事項

ア 報告等

- (ア) 受託者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、仕様書に基づく報告書を理化学研究所に提出すること。
 - a 問合せ・苦情等対応状況 (随時)
 - b 業務報告書(業務日誌・月報、配置実績を含む)(毎月)

- c 勤務体制（勤務計画表）（毎月）
- d 事業報告書（毎年度）

イ 調査

研究所は、本事業の適性かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。立入検査をする研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

ウ 指示

研究所は、本事業を適正かつ的確に実施させるために、必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託者は、本事業に関して研究所が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、当該情報等を本事業以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(3) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

ア 委託業務の開始及び中止

- (ア) 委託業務の開始 受託者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- (イ) 本事業の中止 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

イ 宣伝行為の禁止

(ア) 本事業の宣伝

受託者及び本事業に従事する者は、研究所の名称やその一部を用い、本事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が理化学研究所

の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 自らが行う事業の宣伝

受託者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

ウ 法令の遵守

受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

エ 安全衛生

受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

オ 記録及び帳簿

受託者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡

受託者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 権利義務の帰属等

(ア) 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は研究所に帰属する。

(イ) 受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の承認を受けなければならない。

ク 契約によらない自らの事業の禁止

受託者は、本事業を実施するに当たり、研究所の許可を得ることなく自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（研究所との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

ケ 取得した個人情報の利用の禁止

受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は研究所以外の者との契約（本事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

コ 再委託の取扱い

(ア) 再委託の合理性等

受託者は、本事業の実施に当たり、その全部または一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(イ) 契約後の再委託

受託者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で研究所の承認を受けなければならない。

(ウ) 再委託先からの報告

受託者は、上記(イ)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(エ) 再委託先の義務

再委託先は、上記 8. (2)及び(3)イからケまでに掲げる事項について、受託者と同様の義務を負うものとする。

(オ) 受託者の責任

再委託先の責めに帰すべき事由は、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

サ 契約内容の変更

受託者及び研究所は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法 21 条に定める手続きを経なければならない。

シ 契約の解除

研究所は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

(ウ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(エ) 下請事業者先が暴力団員による不当な行為に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条 第 2 項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準じる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

(オ) 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ス 契約解除時の取扱い

(ア) 契約解除時の委託報酬の支払

上記シに該当し、この契約に違反した場合には、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受託者に請求することができる。

(イ) 契約解除時の違約金と本事業の完了

(ア)に該当する場合、受託者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として研究所が指定する期日までに納付するとともに、研究所との協議に基づき、本事業の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ウ) 延滞金

研究所は、受託者が前項の規定による金額を指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 100 分の 3 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 損害賠償

研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

セ 不可抗力免責

落札事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により委託事業の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合は当該履行遅延又は履行不能による責任を負わないものとする。

ソ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と研究所が協議するものとする。

9. 本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に
関して受託者が負うべき責任等

本契約を履行するに当たり、受託者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

(1) 受託者に対する求償

研究所が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、研究所は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 研究所に対する求償

受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(3) その他

受託者が本契約に違反したことによって、又は受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって研究所に損害を与えたときは、受託者は、研究所に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

10. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

研究所は、総務大臣が行う評価の時期（2024 年 4 月予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、2024 年 2 月末日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

研究所は、8. (1) の報告等を基に、下記 (3) の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較衡量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

- ア 8. (1) ア (ア) a～d に掲げる項目の内容を元に、2. (2) に記載の項目
- イ 実際に本事業の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

研究所は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

研究所は、本事業の実施状況等について、10. (1) に示す評価を行うため、2024 年 4 月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

1 1. その他本事業の実施に際し必要な事項

(1) 本事業実施状況等の監理委員会への報告及び公表

研究所は、受託者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(2) 研究所の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本事業の実施状況に係る監督は、8. (1). により行うこととする。

(3) 主な受託者の責務

ア 法第 25 条第 2 項の規定により、本事業に従事する者は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 法第 54 条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年 以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

ウ 法第 55 条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30 万円以下の罰金に処される。

エ 法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

オ 会計検査について受託者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

カ 本事業の実施に関し、受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。

（4）評価委員会の開催

研究所は、本業務の実施状況の評価等を行うに辺り、研究所及び外部有識者を構成員とする評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

別紙1 評価項目一覧表

大項目	中項目	評価項目	評価の観点	得点配分		実施要項 本文番号	技術審査資 料項番号		
				基礎点(必須)	加點				
1. 実施計画									
	1.1	実施計画	業務内容を十分に理解し、理化学研究所が示す要件を満たした提案となっているか。	基本的な実施計画	10	-	1.(2) 2.(1)(2) (3)(4)	様式1	
			作業フローやスケジュールについて、効率的に業務を実施するための工夫が示されているか。 10点：非常に期待できる 5点：やや期待できる 0点：加點する事項はない	効率化	-	0・5・10			
2. 実施体制									
	2.1	実施体制	会社の規模(共同事業体の体制でも可)が本業務を遂行可能な体制・人員が確保されているものであるか。 火災、停電、断水、その他の災害や不測の事態が発生した場合の体制が確立されているか。 10点：非常に期待できる 5点：やや期待できる 0点：加點する事項はない	基本的な組織体制	10	-	2.(1)(2) (4)	様式1 様式2-1 様式2-2	
			類似業務の実績があるか。 15点：本業務と非常に類似の実績がある 12点：本業務と類似の実績がある 8点：本業務とやや類似の実績がある 3点：受注実績はあるが本業務と類似していない 0点：実績がない ※本業務の類似性については、動物種、規模(動物数、人員等)、作業内容、施設の特徴(機器等)等で評価をする。		-	0・3・8・12・15			
	2.2	専門性・能力	業務遂行にあたり、必要な資格・経験を有する職員を有しているか。	専門性を有する職員の有無	10	-	1.(2) 2.(3)(4)	様式2-4	
			研究施設の用途・計画・規程等に対応し、動物福祉等に配慮した環境のもと、適正かつ経済的な業務を行うと同時に、業務の内容を十分に理解した上で、人の安全を第一に考えて業務を遂行できるか。	業務遂行能力	10	-			
			業務内容を正しく理解し、業務遂行に適切な人員配置となっているか。	業務遂行能力	10	-		0・5・10	様式2-5
			人員配置に工夫が示されているか。 10点：非常に期待できる 5点：やや期待できる 0点：加點する事項はない						
	2.3	教育・研修	本業務に必要な教育および訓練を実施する研修体制が整っているか。	効果的な教育・研修	5	-	2.(3)(4)	様式3	
			本業務に関し、動物に関わる者としての責務を認識し、技術向上を図る効果的な研修体制が整っているか。 5点：非常に期待できる 3点：やや期待できる 0点：加點する事項はない		-	0・3・5			

		守秘義務の要件が満たされているか。		5	-	2.(4)⑧	
2.4	守秘義務	効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか。 5点：非常に期待できる 3点：やや期待できる 0点：加点する事項はない	基本的なセキュリティ	-	0・3・5	2.(3)(4)	様式4
3.その他							
3.1	上記項目以外の創意工夫等	上記のほか、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫等が示されているか。 10点：非常に期待できる 8点：期待できる 5点：やや期待できる 3点：普通 0点：期待できない	その他の工夫・取組	-	0・3・5・8・10	2(3)	様式5
3.2	ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※1	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	プラチナえるぼし※2	-	5	-	該当項目がある場合は、証明する資料を添付すること。
			えるぼし3段階目 (全認定基準5つ○) ※3	-	4	-	
			えるぼし2段階目 (認定基準3～4つ○) ※3	-	3	-	
			えるぼし1段階目 (認定基準1～2つ○) ※3	-	2	-	
			行動計画※4	-	1	-	
		次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	プラチナくるみん	-	4	-	
			くるみん(新基準)※5	-	3	-	
			くるみん(旧基準)※6	-	2	-	
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	-	1	-				
※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。いずれの認定もない場合は0点とする。 ※2 改正後女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※3 女性活躍推進法第9条に基づく認定なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定) ※6 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)							

別紙2		
実験動物飼育管理業務 技術審査資料		様式2-2
会社の体制		
1	会社名	
2	同住所	
3	動物飼育業務開始年月日 年 月 日 開始	
4	実験動物飼育業務担当者数 ¹⁾ (年 月 日現在) マウス ²⁾ 名(名) ラット ²⁾ 名(名) ウサギ 名 マカクサル 名 マーモセット 名 その他の動物 洗浄担当者数 名 合計(実数) 名	
記載上の注意:		
1)員数は動物種毎に重複しての記載可。但し、合計は実数を記載すること。		
2)マイクロベント飼育経験者数は()で内数として示す。		
5	資格保有者数 (年 月 日現在) 実験動物1級技術者 名 実験動物2級技術者 名 第一種圧力容器取扱作業主任者 名 その他	
6	その他(特記事項があれば記載)	
会社の事業内容が分かるカタログなどがあれば添付すること。		

別紙3

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費、委託の内容

(単位：円)

	2018年度	2019年度	2020年度
実験動物飼育管理業務	148,716,000	159,498,000	162,960,000
人件費	148,716,000	159,498,000	162,960,000

消費税額及び地方消費税額を除く

(注記事項)

- ・2018年度から2019年度までは2年契約。2019年度途中で対象施設が増えているため、本件と同規模の業務は2020年度のみ。2020年度は2021年度までの2年契約の1年目。

2. 従来の実施に要した人員

	2018年度	2019年度	2020年度
実験動物飼育管理業務 従事人数	26名程度	26名程度(4～7月) 28名程度(8～3月)	28名程度

(注記事項)

- ・2019年度9月から飼育室増設により8月から2名増員。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	施設	貸与物品
実験動物飼育管理業務	北研究棟 7F、1F、 南研究棟	コピー機、エアコン、FAX、 大型オートクレーブ 5 台、小型オートクレーブ 2 ケージワッシャー 4 台、ラックワッシャー 1 台 超音波洗浄機 2 台、ノート PC 他

(注記事項)

- (1) 業務を実施するために必要な施設及び物品は無償貸与する。
- (2) 上記以外で業務遂行するにあたり必要なものの持ち込みについては別途協議する。

4. 従来の実施における目的の達成の程度

(1) 品質の維持

	2018 年度		2019 年度		2020 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
重過失によるマウスの死亡事故	—	0	—	0	0	0
受託者の重過失による汚染事故	—	0	—	0	—	0

(注意事項)

- ・従来職員等施設利用者の利用満足度の調査（利用満足度アンケート調査）は実施していない。

5. 従来の実施方法等

- (1) 業務フローについては、仕様書を参照のこと。
- (2) 過去の業務体制等について、業務報告書（業務日誌、月報等）及び SOP を必要に応じて閲覧できるものとする（閲覧場所はセンター内）

実験動物飼育管理業務 仕様書

本仕様書は、国立研究開発法人理化学研究所 生命医科学研究センターの（以下「甲」という）の、実験動物飼育施設における動物飼育管理業務について規定する。

本件の業務を行う受注者（以下「乙」という）は、下記の通り、実験動物飼育管理業務を、履行することとする。

I 履行場所

神奈川県横浜市鶴見区末広町 1-7-22
国立研究開発法人 理化学研究所 生命医科学研究センター 動物飼育施設

II 履行期間

2022 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

III 業務目安時間等

平日 : 9時00分から17時20分

休日¹⁾ : 9時00分から12時30分 又は 10時00分から13時30分

指定日²⁾ : 9時00分から15時00分

但し、業務上必要な場合、又は、甲が必要とする場合は、上記業務時間の延長、もしくは変更ができるものとする。

なお、現受託者は平日28名程度、休日2名程度、指定日28名程度で別添資料6のような配置で業務にあっているが（特殊実験時を除く）、人員配置についてより効率的な体制での提案が可能であるものとする。別配置を提案する場合は、技術審査資料と一緒に提出すること。

¹⁾休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～31日、1月2日～1月3日）、及び甲が指定する日。

²⁾指定日とは、休日が週に4日以上の場合の甲が指定する業務日。日程の調整は監督員と行う。

IV 対象動物種、及び数量（飼育ケージ数とビニールアイソレーター台数）

対象となる実験動物種は、主にマウスであるが、ラット、及びハムスターも含む。

施設におけるマウスの飼育ケージ数は、最大約 12,600 ケージである。

無菌マウス、及び重度の免疫不全マウスの維持管理の為の小型ビニールアイソレーターは 144 台（最大）である。

V 業務内容

1. 実験動物施設管理業務

- (1) 動物施設内の入室管理及び作業記録（飼育管理日誌）
- (2) 飼育室内の温度、湿度及び室圧等の飼育施設環境の確認
- (3) 飼育ケージ数及び飼育匹数の集計
- (4) 動物の搬入及び搬出
- (5) 飼料・床敷等消耗物品の受入、搬入及び在庫管理
- (6) 作業着数のカウント及び作業着回収作業
- (7) 実験動物管理区域の清掃及び消毒

2. 実験動物飼育及び動物の健康管理

- (1) 給餌、給水及びケージ交換（ビニールアイソレーターでの飼育に関しては滅菌物の準備〈滅菌缶〉を含む）
- (2) 実験動物死体、汚物の処理及び運搬作業
- (3) 実験動物の交配及び観察
- (4) 実験動物の微生物モニタリング用マウスの作製及び搬出
- (5) マウスの一般状態観察及び異常個体の記録、保管及び連絡
- (6) 無菌動物（マウス）の作出及びビニールアイソレーターを用いた飼育管理

3. 動物実験（中央支援業務）補助作業

- (1) 過剰排卵処理（ホルモンの腹腔内投与）
- (2) 体外受精及び胚の凍結保存の補助
- (3) 精管結紮マウスの作製
- (4) 偽妊娠メスマウス及び里親マウスの作製と管理
- (5) 胚移植による産仔の生産
- (6) マウスの組織採取
- (7) 各種臓器の摘出
- (8) 試料の投与（腹腔内、尾静脈など）
- (9) 採血
- (10) 移植マウスの妊娠確認と分離
- (11) 里仔付け
- (12) 休日の出産確認
- (13) 退役マウスの安楽死措置
- (14) 無菌検査及びビニールアイソレーター内での実験操作（体重測定・採血・個体識別・組織採取・その他（主に糞便採取及び菌液投与など））

4. 洗浄管理業務

- (1) 飼育器材等（各種ケージ類、ビニールアイソレーター用器材、その他実験器材、飼育ラック及び各種運搬用台車等）の洗浄
- (2) 飼育器材等の消毒及び滅菌
- (3) 床敷詰め
- (4) 洗浄滅菌器材及び消耗品の在庫管理
- (5) オートクレーブ及びガス滅菌器の点検及び定期清掃
- (6) ケージウォッシャー及びラックウォッシャーの点検及び清掃
- (7) 業務用乾燥機の点検及び清掃
- (8) 超音波洗浄機の点検及び清掃
- (9) 給水ノズル等の分解、洗浄及び組み立て作業
- (10) 洗浄室関連区域の整理整頓、清掃及び消毒
- (11) 一般区域（EV ホール及び一般廊下）の消毒
- (12) 作業着等衣類の洗濯及び乾燥
- (13) 廃棄物（汚物床敷等）の搬出業務
- (14) 破損器材等の回収及び保管（使用済み輸送箱の梱包など）
- (15) サンドル・長靴の洗浄及び消毒
- (16) ボイラーの点検及び管理

5. 非常時・緊急時対応

- (1) 上記以外の業務について緊急対応を必要とし、甲の依頼によりその対応を行った場合は、緊急処理報告書を提出することとし、その代金を別途支払う。
- (2) 具体的な対応体制については、双方協議の上、決定する。

VI 業務体制

1. 業務を適切に履行する為に必要な人数を、「VII 飼育技術者等の技術水準」を参考に配置すること。
2. 業務に従事する者の休暇取得及び病欠等で欠員が生じた場合にも、業務を遅滞なく遂行する体制を確保すること。
3. 業務上必要がある場合は、休日及び時間外にも、業務に従事することが可能な体制をとること。
4. 業務に従事する者は、実験動物施設内への微生物汚染防止のため、当実験動物施設に専任とすること。
5. 業務に従事する者の選定に際し、乙は甲に業務従事2週間前までに対象者の経歴書を提出し、確認を受けること。

6. 本業務の履行上、又は管理上で著しく不相当と認められる時は、甲の申し出により乙は技術者の交代をすること。

VII 業務従事者の技術水準

別添資料2を参照のこと。

VIII 乙の要件

業務遂行確保、並びに業務従事者の配置を、十分に成し得る実績と規模を備えていること。

IX 提出物

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 業務従事者名簿 | 業務開始時及び変更時 |
| 2. 業務報告書 | 毎月業務終了後 |
| 3. 緊急処理報告書 | 適宜必要に応じて |
| 4. 上記に属さない報告 | 適宜必要に応じて |

X その他

1. 本業務の履行にわたり業務内容にかかわる報告、連絡及び相談の記録を執る事に心がけ、事故、異常等を認めた場合は、速やかに管理者及び担当者等に連絡すること。併せて、緊急時連絡網の整備を図ること。
2. 本業務の履行に必要な機器、物品、消耗器材及び光熱水等は無償で提供する。これらのものは、本業務の目的の他に使用することはできないものとする。なお、物損等が起きた場合、故意又は過失の場合に限って、その損害を賠償すること。詳細は都度打ち合わせることにする。
3. 乙は、業務従事者の言動等には充分留意し、他職員や周囲に不快感を与える事のないように指導すること。
4. 甲の定められた諸規則を遵守し、安全且つ、研究業務に支障のない作業を実施すること。
5. 業務従事者は、甲の定める横浜地区動物実験の手引き書及び施設利用に関する各種マニュアルを熟知し遵守すること。また、必要に応じて甲における特有の実験操作または飼育技術を甲の指導のもと習得すること。
6. 研究所の新型コロナウイルス感染防止マニュアルに沿った行動を行うこと。
7. 業務履行上知り得た秘密情報を許可なく第三者に口外してはならない。
8. 乙は、本業務の開始時まで前受注者から業務の引継ぎを受けること。又、本業務が終了する場合は、終了時まで次の受注者に業務の引継ぎを行うこと。
9. 乙が希望する場合、契約期間開始前に研究所の施設で従事者の研修を行うことが可能

である。使用可能な範囲、時期については研究所と協議すること。

10. 業務引継ぎおよび研修に要する費用は、乙が負担するものとする。

11. 本仕様書に記載のないものについては、甲乙協議の上、対処するものとする。

X I 監督員、検査員

監督員 免疫器官形成研究チーム 技師 松田 正史

検査員 免疫器官形成研究チーム チームリーダー

以 上

I 実験動物飼育責任者・実験動物飼育技術者の技術水準

① 実験動物飼育責任者の満たすべき技術水準（1名以上）

- ・実験動物技術者二級（公 日本実験動物協会）以上、又は動物実験技術者（公 実験動物中央研究所）取得後5年以上で、実験動物飼育管理能力及び労務管理能力を有する者。
- ・各種取り扱い技術（マウス取り扱い操作、飼育管理技術）の指導及び教育の出来る者。

② 全ての実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準

（21名程度+実験動物飼育責任者）

- ・実験動物技術者二級以上又は動物実験技術者の資格を有する者。（資格証のコピーを提出すること）
- ・実験動物施設において6ヶ月以上の実務経験を有し、マウスの取り扱い経験のある者。
- ・大型高圧蒸気滅菌器、ガス滅菌器、ケージウォッシャー、ラックウォッシャーに関する基礎知識を有し、操作の行える者。
- ・飼育施設及び飼育器材の消毒経験及び消毒薬に関する知識のある者。
- ・遺伝子組み換え生物の取り扱いや実験動物福祉に関する関連法規の教育及び実験動物の品質管理（微生物学的統御、遺伝学的統御、環境要因の統御や栄養学など）に関する教育を習得した者。（教育内容及び直近の受講証明書を提出のこと）
- ・Windows コンピュータを利用（エクセル及びワード）しデータ入力のできる者。

【手技；技量の最終的判断は甲が行うものとする】

- ・保定
- ・腹腔内注射
- ・個体識別法（耳パンチなど）
- ・遺伝子型同定のための尾などの組織片採取

③ 11名以上の実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準

- ・普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者（資格証のコピーを提出すること）。
- ・飼育施設及び飼育器材の消毒・滅菌経験のある者。
- ・実験動物（マウス）についての技術経験及びそれに関連する基礎知識のある者。

1) 解剖と生理

各種臓器の観察と摘出

2) マウスの繁殖生理

発情及び発情周期の見極め

交配と交尾確認

偽妊娠メスマウス、里親マウスの作製

- ・ ビニールアイソレーターを用いた飼育管理操作技術のある者。

1) ビニールアイソレーターの分解と組立て及び滅菌

2) 円盤フィルターの組立てと滅菌

3) 滅菌缶を使用した飼育器材の滅菌

4) ビニールアイソレーター内への器材、物品、マウスの搬出入及び飼育管理
(床換え・給水・給餌)

④ 6名以上の実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準

- ・ 無菌動物（マウス）の作出及び維持管理経験のある者

⑤ 1名以上の実験動物飼育技術者が満たすべき技術基準

- ・ 新鮮胚及び凍結融解胚をもちい、卵管移植により産仔の作出経験のある者

II 洗浄・滅菌技術者の技術基準

① 全ての洗浄・滅菌技術者が満たすべき技術基準（6名程度）

- ・ 大型高圧蒸気滅菌器、ガス滅菌器、ケージウォッシャー及びブラックウォッシャーに関する基礎知識を有し、操作の行える者。
- ・ 飼育器材の消毒・滅菌操作及び薬剤に関する知識のある者。
- ・ 遺伝子組み換え生物の取り扱いや実験動物福祉に関する関連法規の教育及び実験動物の品質管理（微生物学的統御、遺伝学的統御及び環境要因の統御や栄養学など）に関する教育を習得した者。（教育内容及び直近の受講証明書を提出のこと）
- ・ Windows コンピュータを利用（エクセル及びワード）しデータ入力のできる者。

② 3名以上の洗浄・滅菌技術者が満たすべき技術基準

- ・ 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者。（資格証のコピーを提出すること。）

以 上

スタッフ勤怠状況一覧(例)		O:出勤 △:半日休暇、早退、遅刻 x:休暇														別添資料3													
		経営管理業務														洗浄管理業務													
スタッフ	スタッフ1	スタッフ2	スタッフ3	スタッフ4	スタッフ5	スタッフ6	スタッフ7	スタッフ8	スタッフ9	スタッフ10	スタッフ11	スタッフ12	スタッフ13	スタッフ14	スタッフ15	スタッフ16	スタッフ17	スタッフ18	スタッフ19	スタッフ20	スタッフ21	スタッフ22	スタッフ23	スタッフ24	スタッフ25	スタッフ26	スタッフ27	スタッフ28	
4/1	金																												
4/2	土																												
4/3	日																												
4/4	月																												
4/5	火																												
4/6	水																												
4/7	木																												
4/8	金																												
4/9	土																												
4/10	日																												
4/11	月																												
4/12	火																												
4/13	水																												
4/14	木																												
4/15	金																												
4/16	土																												
4/17	日																												
4/18	月																												
4/19	火																												
4/20	水																												
4/21	木																												
4/22	金																												
4/23	土																												
4/24	日																												
4/25	月																												
4/26	火																												
4/27	水																												
4/28	木																												
4/29	祝																												
4/30	土																												

								別添資料5
								年 月 日

月度業務月報

--	--	--	--	--	--	--	--	--

配属先：		作成者：	⑩
------	--	------	---

取扱い動物：

業務内容

特記事項

配置図

《北研究棟7F》						実験室	管理室 (1)	
一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)			
一般飼育室 (1)	倉庫	滅菌器	洗浄室 (6)					
一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	一般飼育室 (1)	特殊飼育室 (2)	特殊飼育室 (2)	感染実験 エリア (一般飼育室・ 特殊飼育室含む) (2)			
《南研究棟1F》		《北研究棟1F》			管理室(責任者)		1	
特殊飼育室 (2)	洗浄室	一般飼育室 (1)	特殊飼育室 (2)	洗浄室	一般飼育室	11	飼育技術者 21名	
					特殊飼育室	8		
					感染実験エリア	2		
					洗浄室	6		
()内は要員数							28	